

事務連絡
令和7年1月6日

各 { 都道府県 }
 { 市 }
 { 特別区 } } 水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者 }
 { 水道用水供給事業者 } } 殿

国設専用水道の設置者 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

PFOS 及び PFOA の水質検査の実施について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

環境省においては、令和6年12月24日（火）に令和6年度第2回水質基準逐次改正検討会を開催し、水道水における PFOS 及び PFOA の取扱いの改正方針案を議論し、現行の水質管理目標設定項目から水質基準項目に見直すこと、基準値を現在の暫定目標値の考え方と同様、安全側を見て合算値として50ng/Lとすることを示しました。この方針案を踏まえ、環境省では、今後、基準化に向けて検討・手続き等を進めていく予定です。

一方、国土交通省及び環境省が実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」では、令和6年9月末時点で PFOS 及び PFOA に係る水質検査を実施していない水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者も一定数存在していることを確認しています。

つきましては、このような状況を踏まえ、これまで PFOS 及び PFOA の水質検査を行っていない水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者におかれましては、可能な限り給水される水に係る水質検査を実施し、濃度の把握に努めていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者に対し、上記内容について周知いただきますようお願いいたします。

【参考】

○令和6年度 第2回水質基準逐次改正検討会

https://www.env.go.jp/council/water_supply/kentoukai/ki_jun/0000183130_00009.html

○水道事業者等によるこれまでの PFOS 及び PFOA 対応事例について（令和6年11月29日）

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001845696.pdf>

○水道事業者等への周知に関する問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

TEL : 03-5253-8111 担当 : 山口、渡部

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

○水質検査に関する問い合わせ先

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

TEL : 03-5521-8300 担当 : 野澤、渡辺

E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp